

板橋区介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(令和4年11月1日区長決定)
(令和5年4月13日一部改正)
(令和5年10月23日一部改正)
(令和6年4月25日一部改正)
(令和7年2月17日一部改正)
(令和8年1月15日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰等に直面している板橋区内の介護施設等を運営する事業者に対し支援金を交付することにより、事業者の負担軽減を図り、安定的な事業運営の継続を確保するとともに、利用者に対する負担転嫁の防止を目的とする。

(交付対象)

第2条 支援金の交付対象は、令和7年4月1日時点（以下「基準日」という。）で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する別表に掲げるサービスを実施し、次に掲げる要件をすべて満たす事業所とする。

- (1) 板橋区内に所在する事業所であること
- (2) 介護サービス事業を継続する意思があり、事業の休止又は廃止の予定が明らかでないこと
- (3) みなし指定の事業所にあつては、介護給付費を受けていること

2 前項の規定にかかわらず、基準日の翌日から令和7年10月1日までの間に開設した事業所のうち、別表に掲げるサービスを実施し、前項各号の要件をすべて満たす事業所にあつては、交付対象に含むものとする。この場合においては、前項規定中「令和7年4月1日時点」は「令和7年10月1日時点」と読み替えるものとする。

(交付対象期間)

第3条 支援金の交付対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、前条第2項に規定する事業所については、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

(支援金交付額)

第4条 支援金の交付額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付対象となる事業所の運営事業者（以下「申請者」という。）は、板橋区長（以下「区長」という。）が別に定める期日までに、別記第1号様式に関係書類を添えて、区長に対して交付申請を行うものとする。

2 前項の申請は、電子申請システム LoGo フォームによる申請に代えることができる。

(交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の申請書を受領したときは、関係書類を審査し、支援金の交付を決定したときは別記第2号様式により、交付しないことを決定したときは別記第3号様式により理由を付して申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による支援金の交付の決定に当たり、支援金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

3 区長は、第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 区長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第8条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第9条 区長は、支援金に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付決定者は、当該支援金に係る書類を、支援金の交付決定に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）によるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第7条から第10条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条関係・第4条関係）

区分	サービス種別	基準日	交付額
入所系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護（宿泊分） 看護小規模多機能型居宅介護（宿泊分）	令和7年 4月1日	37,000円に基準日時点の利用登録者数を乗じた額を交付する。 ただし、利用登録者数が利用定員数を上回る場合は、利用定員数を乗じた額とする。
		令和7年 10月1日	18,500円に基準日時点の利用登録者数を乗じた額を交付する。 ただし、利用登録者数が利用定員数を上回る場合は、利用定員数を乗じた額とする。
通所系	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護（通い分） 看護小規模多機能型居宅介護（通い分） 通所リハビリテーション	令和7年 4月1日	29,000円に基準日時点の利用登録者数を乗じた額を交付する。 ただし、利用登録者数が利用定員数を上回る場合は、利用定員数を乗じた額とする。
		令和7年 10月1日	14,500円に基準日時点の利用登録者数を乗じた額を交付する。 ただし、利用登録者数が利用定員数を上回る場合は、利用定員数を乗じた額とする。
訪問系	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	令和7年 4月1日	1事業所当たり 59,000円を交付する。
		令和7年 10月1日	1事業所当たり 29,500円を交付する。
相談系	居宅介護支援 福祉用具貸与 特定福祉用具販売	令和7年 4月1日	1事業所当たり 23,600円を交付する。
		令和7年 10月1日	1事業所当たり 11,800円を交付する。

備考

- 1 訪問系及び相談系の各区分にあっては、同一所在地において、同一区分内に属する複数のサービスを実施していても、支援金交付の対象となるサービスは1つのみとする。
- 2 訪問系及び相談系の各区分にあっては、同一所在地において、両区分からそれぞれ1つ以上のサービスを実施していても、支援金交付の対象となるサービスは訪問系に属するサービス1つのみとする。
- 3 本要綱に基づく支援金の交付対象となる訪問系又は相談系の各区分に属するサービスを実施している一の事業所が、同一所在地において板橋区障がい者（児）福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和4年11月4日区長決定）別表に規定する訪問系又は相談系に属するサービスを併せて実施している場合における支援金の交付は、本要綱に基づく支援金に限るものとする。